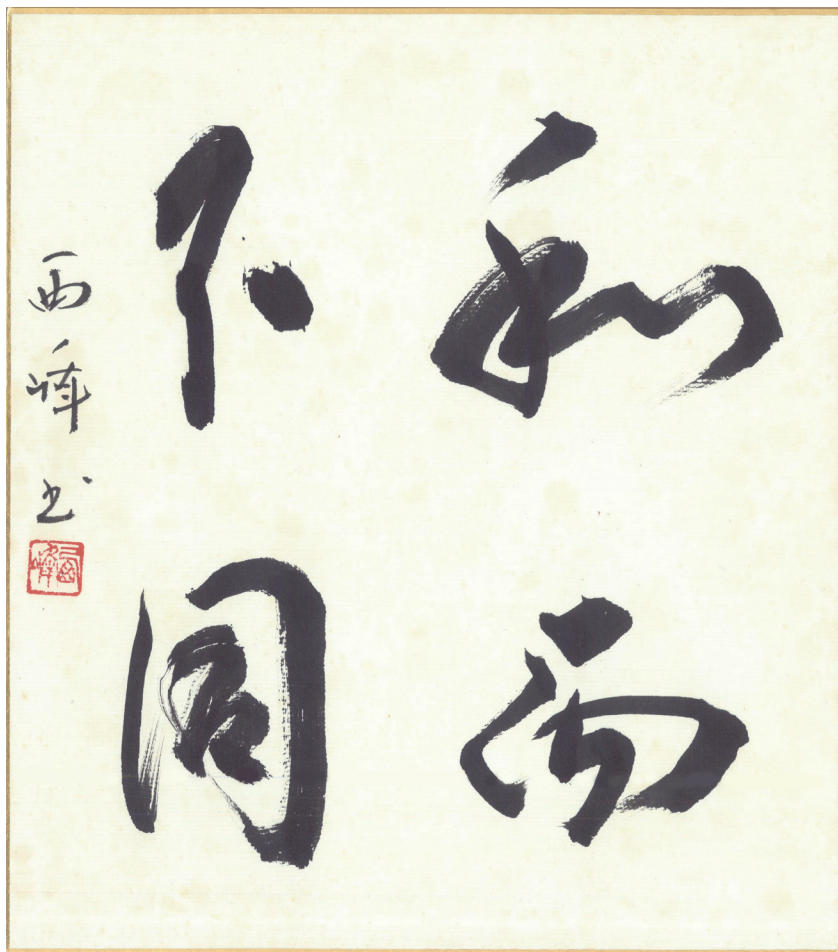


谷口總合法律事務所報



No. 54

令和 7 年 5 月

所長雑感～

所長 弁護士 谷口 直大

①鯖江支所開設 10 年

平成 27 年 4 月 3 日に鯖江支所を開設してから早くも 10 年が経過しました。

京都大学法律相談部に OB として相談指導に行った際に学生から鯖江市を激推しされたこと、その学生たちと初めて鯖江を訪問したこと、無料相談会を開催し弁護士ニーズを実感したこと、開設初日の朝に NHK ニュースで報道されたこと、開設記念無料相談キャンペーンに数多くの相談が寄せられたこと、佐藤支所長のフォローのため毎週のように鯖江に通ったこと、何もかもついこの間のこのように思い出されます。

おかげさまで、鯖江支所は、良いスタッフに恵まれ、市民の皆さんに暖かく受け入れていただき、地元根づいた良い法律事務所として成長することができたと思います。

次の 10 年も、ますます、地域の皆様の方になれるよう励んで参りたいと思います。

②ゾーン・チェアパーソン

昨年 7 月より、「ライオンズクラブ国際協会 335C 地区^{リジョンゾーン}2 R 3 Z ゾーン・チェアパーソン」という役職を拝命しております。

私は、平成 15 年 4 月より、京都ニューセンチュリーライオンズクラブにチャーターメンバーとして加入し、ライオンズ活動を継続しています。

ライオンズクラブ(Lions Clubs International, LCI)は、世界最大級の奉仕団体の一つであり、地域社会への奉仕活動を行うことを目的とした国際的な組織です。

組織が世界に跨がるため、全世界を地区に分けているところ、京都、滋賀及び奈良の地域は「335C 地区」に区分されています。

「地区」は更に「リジョン」「ゾーン」に区

分され、個々のライオンズクラブは「ゾーン」に所属することになります。

私が就任している「ゾーン・チェアパーソン」は、ゾーン内のクラブを統括し、「地区」を統括するガバナーと「地区」との繋ぎ役にあたります。

ゾーン・チェアパーソンに就任すると、自然と、ライオンズ活動へ参加する機会が増えました。

ライオンズクラブの会合やアクティビティに参加することにより、ライオンズクラブの奉仕活動の幅広さ、それに取り組むライオンズメンバーの熱心さに感心するとともに、大きな刺激を受ける毎日を過ごしております。

③ドナルド・マクドナルド・ハウス京都

ゾーン・チェアパーソンとしての活動をする中で、現在、河原町今出川に建設が予定されているドナルド・マクドナルド・ハウス京都を知りました。

ドナルド・マクドナルド・ハウスは、重い病気と向き合う子どもとその家族が、病院近くで安心して滞在できる施設です。

京都大学医学部附属病院と京都府立医科大学附属病院の共同利用施設として、令和 8 年 10 月の開設を目指しています。

建設費用の一部を地元で負担する必要があるため、寄付が募られていました。

当事務所としても、その趣旨と意義に共感し、この度、「シルバースポンサー」として寄附させていただきました(<https://kyoto-house.jp/>)。

私自身、50 歳を越え、人生も復路に入っていますが、自分にできる社会貢献を様々な方面から取り組んでいきたいと思うところで

④人事

社会貢献などと偉そうなことを言うことができるのも、私の活動の基盤である当事務所がスタッフに恵まれ、盤石であってこそです。

その中で、本年に入り、二人の新しい仲間が増えました。

(1) 大谷尚君

本年2月より、鯖江支所に大谷尚君を迎えました。

大谷君は、福井県出身、神戸大学法学部、神戸大学法科大学院を経て、平成26年9月に司法試験に合格しました。ところが、大谷君は、司法修習には行かず、裁判所事務官の道へ進み、その後、裁判所書記官を務めておりました。

この度、弁護士に転身することを決意し、弁護士資格取得に先立って、当事務所に入所することになりました。

弁護士資格取得まではパラリーガルとして、弁護士資格取得後は弁護士として、活躍してもらうことになります。

(2) 都竹歩佳弁護士

本年4月より、京都本部に都竹歩佳弁護士を迎えました。

都竹弁護士は、岐阜県出身、同志社大学法学部、同志社大学法科大学院を経て司法試験に合格し、この度、第77期司法修習を経て弁護士登録をした新人弁護士です。

えん罪事件報道をきっかけに弁護士を志したとのことで、幅広い分野に挑戦する中で、その正義感を発揮し、優れた弁護士に成長していった欲しいと期待しています。



鯖江支所・支所長だより Vol. 14 ～支所 10 周年。そして新たな仲間とともに～

鯖江支所 支所長 弁護士 佐藤 孝一

「佐藤先生、支所長だより書いた？」

本日 4 月 1 日朝、代表谷口よりそう投げかけられ、自分が出稿ビリだなんてどうか嘘であってほしいと思ったところ、現実には残酷なものです。

そして次は、何を書こうかと考えていたところ、これまた代表から、

『鯖江支所 10 周年』で、何か書いてよ。」

そう、今年は、鯖江支所開設 10 周年なのです。そんなことも、すっかり忘れておりました。。。

当鯖江支所の開設は、平成 27 年 4 月。当時、弁護士 2 年目だった私は、縁もゆかりもないこの鯖江の地で、30 年ぶりの市内常駐の弁護士として、活動を始めました。そもそも弁護士としてのスキルもまだまだだった私にとってはたいそう荷の重いお役目でしたが、不安を感じている暇もなく、代表谷口からの厳しい薫陶を受けつつ、日夜地元の皆様からのご相談とご依頼をお請けしていたなど、今になって思います(あの頃は、私が日をまたいで午前 2 時頃まで仕事をして代表に決裁を挙げ、帰宅してひと段落をして業務メールを見ると午前 3 時頃に代表から決裁(ダメ出し)メールが返ってくるというのが日常で、代表も週に 1 回は来鯖しておりました。お互い、よくやっていたな、と今でも二人で話します)。その意味では、地元の皆様には最初から本当によくしていただき、特に鯖江市や鯖江商工会議所の皆様には、本当にお世話になったと感じております。

他方、もちろん、「京都からの弁護士」という点で、当然ながら、「素性のよくわからないやつが入ってきた」と警戒感を持たれて

いた方々もいたかと思います。こればかりは、地元での日々の私の取り組みをもってご信頼していただくほかに、代表からの「地元には溶け込むように。」との言葉を胸に一生懸命でした。

そのような活動の中で、福井弁護士会所属の同業者の皆さん、そして鯖江商工会議所青年部のメンバーの皆さんにも、私を温かく受け入れていただき、それぞれにおいてお役(委員長等)を任せていただくようにもなりました。なお、本年度は、弁護士会にて、「常議員」の任を拝命いたしました。

また、支所スタッフにおいても、この 10 年間を通じて本当に優秀な人材に恵まれ、弁護士ないし市内唯一の法律事務所としての取り組みのクオリティを日々アップさせることができました。

そんな中、地元から見ればある意味「部外者」のような立場だった当事務所も「二桁」に上る数の顧問先のご対応をさせていただくに至り、10 年たった現在も、忙しい日々を送っております。

その間、私事ながら、伴侶も得、長男にも恵まれました(現在 1 歳 10 カ月。あり余る体力と好奇心で、親を困らせております)。

この 10 年間、いろいろありました。良いことも悪いことも。それでも、何とか今日までやってこれたのは、自分の周りで自分を受け入れてくださっている皆さんのおかげであると、改めて思います。心より御礼申し上げます。

これから先、何か新しいことを考えているわけではありませんが、いつも申しております通り、「明日、今日より、もう少し。」の思いで、日々を望んでいきたいと思っています。皆

様に於かれましては、今後とも末永くお引き立てのほど、宜しくお願い致します。

さて、そんな当鯖江支所ですが、新メンバーのご報告です。

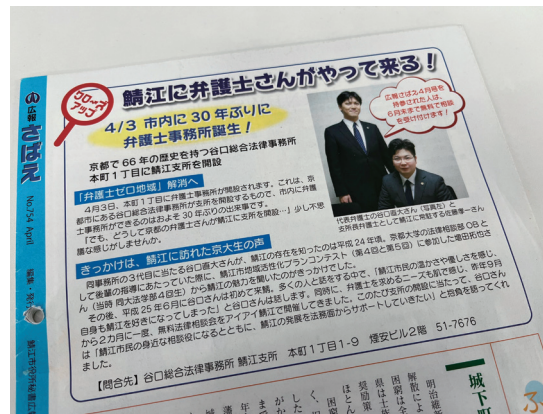
本年2月より、事務職員として、「大谷尚」^{おおたに ひさし}さんを迎えました。ただの事務職員ではありません。今年の終わりころには、「弁護士」として当鯖江支所で活躍してもらう予定です。

大谷さんは、本年1月まで福井地裁において裁判所書記官を務められており、福井での初任である地裁武生支部勤務の頃から民事訴訟事件でお世話になっていたのですが、その頃から優秀さは伝わってきておりました。なお、当鯖江支所事務員見延さんの中高の同級生です。

彼は、大学卒業後法科大学院に進んで修了後司法試験に合格しており、その後書記官の道に進みましたが、この度、今後の人生とキャリアを考える中で、弁護士としてチャレンジする選択をし、その活動の場として当鯖江支所を選んでくれました。「法務大臣認定」制度による弁護士登録を本年末頃に行う予定で、それまでの間は、弁護士としての職務を直に見聞する機会もかねて、事務員として働いてくれます。

入所以来現在まで、非常に高いスキルを発揮してくれており、今後当鯖江支所におけるサービスのクオリティーアップに大きく貢献してくれるものと期待しています。

皆様に於かれましては、当面は事務員として、そして後は弁護士としての彼の活動に、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



支所開設を特集した「広報さばえ」
(私も代表も若いです。)

顧 問 先 ご 紹 介

カンケンテクノ株式会社

代表取締役社長 今村 浩一



カンケンテクノ株式会社は、地球温暖化防止と大気環境保全に貢献し、より良い社会の実現を目指します。私たちの事業は、「大気環境保全装置」の製造・販売・保全です。

半導体・液晶デバイス製品を製造する際に排出される有害ガスの無害化と PFC ガス(地球温暖化を促進して地球環境に悪影響を及ぼす)を分解する装置です。環境への取り組みは近年、官民間問わず国際的に進められており、持続可能社会の実現のために、私たちもその一員として地球環境保全に取り組んでいます。

カンケンテクノ株式会社は高度経済成長期に環境汚染が社会問題となる中、1978 年に大阪で「関西研熱工業株式会社」として起業し、1991 年に現在の社名に変更しました。1993 年に排ガス除害装置「KT1000 シリーズ」の販売を開始。この装置はヒータ加熱で有害ガスを熱酸化分解できる環境にやさしい装置です。創業以来、「大気関係の環境保全装置」の開発に取り組み、製造・販売・保守まで一貫したサービスを提供いたしております。

私たちの事業は大きく 3 つに分類できます。まず、1 つ目は除害装置事業です。スクラバや熱酸化などの技術を用いた、様々な方式の除害装置をラインナップしています。主力商品はヒータ式とプラズマ式です。ヒータ

式は熱源としてヒータを用いた高効率除害装置です。前後スクラバを有し、PE-CVD 工程、LP-CVD 工程等の有害ガス処理に最適です。プラズマ式は大気圧プラズマを用いた高効率な除害装置です。アークプラズマの高温により、難分解性の PFC ガス(SF6、CF4、etc.)も分解可能です。

2 つ目は脱臭・VOC 処理装置事業です。VOC(揮発性有機化合物)などの排ガスを、スクラバや熱酸化などの技術を用いた、様々な方式にて小風量～大風量まで対応可能な処理装置をラインナップしています。あらゆる産業に実績をもっており、有機系排ガスの処理に最適です。乾式は吸着型の乾式排ガス処理装置です。熱分解出来ない毒性の強い排ガスも安全に処理する装置です。



【ヒータ式除害装置 KT1000MF】

3つ目はガスリサイクル装置事業です。循環型社会の実現に向けた、ネオンなどの希少化する希ガス回収精製装置です。

今まで培った技術やノウハウを、お客様のニーズに合わせて組み合わせた装置を製作・提供しております。常に「お客様満足度向上」を目指し日々取り組んでいます

その結果、各方面よりご評価いただき、2015年には地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞、2020年には経済産業省認定2020年版「グローバルニッチトップ企業100選」に認定されました。さらに直近では2024年度(令和6年度)省エネ大賞にて『経済産業大臣賞』を受賞いたしました。

私たちの目標は全世界に当社の装置とサービスを展開することです。そして、グローバルトップとなり、唯一無二の大気環境保全装置メーカーになることです。また、リーディングカンパニーの責任としてCSR、ESGを推進します。SDGsへの貢献を通じて地域貢献、社会貢献を進めて参ります。私たちの装置をお客様に使っていただき、2050年カーボンニュートラルの実現にむけ取り組み、CO2削減や温暖化ガス低減など社会に様々な形で寄与していきたいと考えています。



【プラズマ式除害装置 KPL-C13-W】

本社京都

〒617-0833

京都府長岡京市神足太田 30-2

本社代表

075-955-8823

075-955-8910

国内営業部(代表)

075-955-8825

075-955-8915

海外営業部(代表)

075-955-8826

075-955-8915



協働研究会レポート

「協働研究会」報告

社会が複雑化・高度化し、質の高いサービスを提供するためには他の分野の専門家との提携関係が必要不可欠な時代となりました。

このような問題意識から当事務所では、平成9年6月、弁理士・公認会計士・税理士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・司法書士・建築設計士等呼びかけ、「協働研究会」を発足させました。

毎月1回定例の研究会を開催し協働関係を深めております。



下記レポートは、私が令和6年9月10日にお話しした内容です。協働研究会の間では、私の主観的意見や今後の予測なども付け加えて述べ、出席者の質問・意見などをお聞きしながら皆さんで情報を共有することを目的としています。

本稿では、主観的意見や今後の予測、質問・意見を省いておりますので、情報として知って頂ければと思っています。

司法書士 中川 馨

相続登記申請義務と相続人申告登記・所有権登記名義人記載の変更登記について(ローマ字使用・旧氏併記等)

司法書士 中川 馨

I 相続登記の申請義務化

- 1 令和6年4月1日から相続登記の申請義務化が施行されました。

これは、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者不明土地の発生を予防するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るための民法等の一部改正する法律の施行に伴うものです。

不動産登記法第76条の2

第1項 所有権の登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により

所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。遺贈(相続人に対する遺贈に限る。)により所有権を取得した者も、同様とする。

- 2 相続登記申請を、正当な理由なく3年間放置すると10万円以下の過料に処されます。

不動産登記法第164条抜粋

相続登記の申請をすべき義務がある者が正当な理由がないのにその申請を怠ったと

きは、10万円以下の過料に処する。

- 3 相続登記申請義務の法律が施行された時点、つまり、令和6年4月1日以前に相続登記の申請義務を有する相続人は、いつまで猶予され、いつから過料に処されるのか。

施行から3年間(令和9年3月31日まで)猶予され、令和9年4月1日から過料に処せられる場合には過料の手続に入ります。

- 4 過料に処されない正当な理由とは
正当理由の例示

- ①相続登記等の申請義務に係る相続について、相続人が極めて多数に上り、かつ、戸籍関係書類等の収集や他の相続人の把握等に多くの時間を要する場合
- ②相続登記等の申請義務に係る相続について、遺言の有効性や遺産の範囲等が相続人等の間で争われているために相続不動産の帰属主体が明らかにならない場合
- ③相続登記等の申請義務を負う者自身に重病その他これに準ずる事情がある場合
- ④相続登記等の申請義務を負う者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者その他これに準ずる者であり、その生命・心身に危害が及ぶおそれがある状態にあって避難を余儀なくされている場合
- ⑤相続登記等の申請義務を負う者が経済的に困窮しているために、登記の申請を行うために要する費用を負担する能力がない場合

と法務省は説明しています。

- 5 過料を処す場合の手続について

- ①登記官が、過料に処せられるべき者がいることを職務上知ったとき
- ②申請義務に違反した者に対し相当期間を定めて、申請をすべき旨を催告する
- ③催告期間内にその申請がされないときに限り、遅滞なく、管轄地方裁判所に通知しなければならない。

上記の要件が満たされていれば、管轄地方裁判所から過料に処する通知が発せられます。

Ⅱ 相続人申告登記

- 1 不動産登記法第76条の3

第1項 前条第1項の規定により所有権の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務省令で定めるところにより、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出ることができる。

第2項 前条第1項に規定する期間内に前項の規定による申出をした者は、同条第1項に規定する所有権の取得(当該申出の前にされた遺産の分割によるものを除く。)に係る所有権の移転の登記を申請する義務を履行したものとみなす。

第3項以下省略。

- 2 相続登記申請義務懈怠にかかる過料に処されないためには、相続人である旨の申出書(相続人申告登記)を行わなければなりません。

不動産登記法第76条の3が、令和6年4月1日から施行されています。

この相続人申告登記は、不動産についての権利関係を公示するものではありません。

相続人申告登記は、申出をした相続人についてのみ、相続登記の申請義務を履行したものと見做されます。

したがって、申出をした相続人については過料に処されません。

- 3 相続人申告登記がどのように公示されるかについては、別表1の登記記載例を参照して下さい。

- 4 相続人申告登記の抹消

①相続人申告登記が、次のいずれかがあるときは、申告登記によって付記された者

は、申告登記の抹消の申出ができます

i 申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき

ii 一個の不動産の一部についての申出を目的とするとき

iii 申出に係る登記が既に登記されているとき

iv 申出の権限を有しない者の申出によるとき

②相続人申告登記に付記された者が、相続を放棄し、又は民法第 891 条の規定に該当し若しくは排除によってその相続権を失ったため不動産登記法 76 条の 2 第 1 項に規定する者に該当しなくなったときは、申告登記名義人のみが抹消の申出ができます。

③相続人申告登記抹消登記がどのように公示されるかについては、別表 2 の登記記載例を参照して下さい。

Ⅲ 外国人の所有権登記名義人の氏名のローマ字併記(令和 6 年 4 月 1 日以降)

1 外国人を所有権の登記名義人とする登記の記載は、従前氏名の表示はカタカナ表示のみでしたが、令和 6 年 4 月 1 日以降の登記申請からカタカナ表示にローマ字表示を併記することになりました。

これは、外国人である所有権の登記名義人のみ、氏名の表音をローマ字で表示したものを併記しなければなりません。

外国法人は従前のまま併記できません。
登記記載例 所有者 京都市中京区〇〇町〇番地
ジョン・スミス(JOHN SMITH)

2 所有権登記名義人の氏名変更・氏名更正の登記についても上記と同様氏名の表音をローマ字で表示したものを併記しなければなりません。

3 日本在住の外国人は、住民票に記載されているローマ字氏名(アルファベットの氏名)を併記する。

海外在住の外国人は、パスポートに記載されているローマ字氏名(アルファベットの氏名)を併記する。

Ⅳ 所有権登記名義人の氏名に旧氏(旧姓)の併記(令和 6 年 4 月 1 日以降)

1 所有権登記名義人のみ旧氏を併記することができます。

日本の国籍を有しない者については、旧氏を併記できません。

2 直近の旧氏であるかどうかを問いません。

所有権登記名義人の氏名に併記できる旧氏は、氏に変更があった者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍または除籍に記載がされているものに限られます。

併記できる旧氏は、1 つに限られ、複数の旧氏を併記することはできません。

3 現在の所有権登記名義人も、旧氏併記の申出ができます。

登記記載例 所有者 京都市中京区〇〇町〇番地
法務花子(登記花子)

4 旧氏が併記されている所有権登記名義人は、登記官に対し、当該旧氏の記録を希望しない旨を申し出できます。

これにより旧氏は抹消されます。

別紙 1

相続人申告登記に関する登記
(相続人申告事項の変更の登記、相続人申告事項の更正の登記又は相続人申告登記の抹消に関するものを除く。)の記録例

1 中間相続人がない相続人申出があった場合
(1) 単有の登記名義人の相続人が単独でした相続人申出の場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号 第何号	権利者その他の事項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 甲 某
付記1号	相続人申告	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日申出 相続開始年月日 昭和何年何月何日 甲某の相続人として申出があった者 何番地 乙 某 何市何町

(2) 共有者の一人の相続人が単独でした相続人申出の場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号 第何号	権利者その他の事項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分2分の1 甲 某 何市何町何番地 乙 某 2分の1 乙 某
付記1号	相続人申告	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日申出 相続開始年月日 昭和何年何月何日 甲某の相続人として申出があった者 何番地 丙 某 何市何町

(3) 単有の登記名義人の相続人が複数人でした相続人申出の場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号 第何号	権利者その他の事項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 甲 某
付記1号	相続人申告	令和何年何月何日 第何号	原因 令和何年何月何日申出 相続開始年月日 昭和何年何月何日 甲某の相続人として申出があった者 何番地 乙 某 何市何町何番地 丙 某

別紙 2

相続人申告登記の抹消に関する記録例

1 相続人が単独でした相続人申出に係る相続人申告登記の抹消の申出があった場合

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号 第何号	権利者その他の事項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 甲 某
付記1号	相続人申告	令和6年何月何日 第何号	原因 令和6年何月何日申出 相続開始年月日 昭和何年何月何日 甲某の相続人として申出があった者 何番地 乙 某 何市何町
3	2番付記1号名義人抹消	令和8年何月何日 第何号	原因 令和8年何月何日乙某の申出

2 相続人が複数人でした相続人申出に係る相続人申告登記の一部についての抹消の申出があった場合
(1) 当該抹消後も当該相続人申告登記に抹消されない記載があるとき

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号 第何号	権利者その他の事項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 甲 某
付記1号	相続人申告	令和6年何月何日 第何号	原因 令和6年何月何日申出 相続開始年月日 昭和何年何月何日 甲某の相続人として申出があった者 何市何町何番地 乙 某 何市何町何番地 丙 某
3	2番付記1号名義人一部抹消	令和8年何月何日 第何号	原因 令和8年何月何日乙某の申出

(2) 当該抹消により当該相続人申告登記の記録の全てが抹消されるとき

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号 第何号	権利者その他の事項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因 昭和何年何月何日売買 所有者 何市何町何番地 甲 某
付記1号	相続人申告	令和6年何月何日 第何号	原因 令和6年何月何日申出 相続開始年月日 昭和何年何月何日 甲某の相続人として申出があった者 何市何町何番地 乙 某 何市何町何番地 丙 某
3	2番付記1号名義人一部抹消	令和8年何月何日 第何号	原因 令和8年何月何日乙某の申出
4	2番付記1号名義人抹消	令和10年何月何日 第何号	原因 令和10年何月何日丙某の申出

入所のご挨拶

弁護士 都竹 歩佳

1 ご挨拶

皆様、はじめまして。^{つづくあゆか}都竹歩佳と申します。私は、本年3月に第77期司法修習を修了し、この度、谷口総合法律事務所に弁護士として入所いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。ところで、私の苗字である「都竹」は、岐阜県の飛騨・高山地方に多い苗字であり、難読な苗字ではありますが、是非覚えていただけると幸いです。

ここで簡単に自己紹介をさせていただければと思います。私は岐阜県の生まれです。岐阜県立岐阜高等学校、同志社大学法学部法律学科、同志社大学法科大学院と進学し、司法修習(第77期・東京)を経て、この度、当事務所に入所する運びとなりました。大学と法科大学院の学生生活5年間を過ごし、慣れ親しんだ京都で弁護士をすることができることを大変嬉しく感じております。また、私の苗字「都竹」は「都」と「竹」から成り、少しばかり京都らしさを感じ、京都にはますます親近感を覚えております。そして、周りを山々に囲まれた京都の町は、山々が近くに見える我が故郷と近い雰囲気であり、懐かしく安心感のある町であると感じております。

趣味は、読書、漫画を読むこと、お城巡り、スポーツ観戦(主にバレーボール)など多岐にわたります。最近では、登山・ハイキングや将棋にも興味が出てきているところです。また、読書については、歴史(特に鎌倉時代～戦国時代、中国史)に関する本を読むのにはまっております。そして、司法修習中、法曹の仕事の間近に見て、法曹は体力のいる仕事であると痛感いたしました。そこで、体力をつけるためにも、初心者ではありますが、小学生の頃から好きだったバレーボールをプレーし

てみたいと考えております。このように私は、色々なものに興味が湧き、気になったことはとことん調べたくなってしまう性格でございます。

そして、歴史ある京都という町で弁護士として執務するにあたり、京都についてもっと知っていきたくと考えております。また、法律だけでなく、歴史や医学など他分野についての知見も深め、弁護士として、またひとりの人間として、豊かな知見をもとに物事を多角的に見た上で、深く思考できるよう努めて参りたいと思います。

2 今後について

さて、私が法曹を志したのは、中学生の頃、冤罪事件についてのニュースを見たことがきっかけでした。冤罪の被害者が出てしまうような司法を変えたい、困っている人の助けになりたいと強く思ったことを覚えております。そして、法学部に入学すると、法律には様々な解釈があり、正解は一つではないという点に法律の面白さを感じました。

そこで、弁護士として執務するにあたっては、判例を基にしつつも判例にとらわれず、依頼者にとってベストな解決となるよう、柔軟な発想や創意工夫を凝らして取り組みたいと考えております。また、弁護士として確実に成長していくため、日々丁寧にかつ誠実に、そして何事も全力で取り組む所存でございます。

知識も経験も乏しく、未熟者ではございますが、事務所の先生方や事務員の方々のご指導の下、謙虚さと感謝の気持ちを胸に、日々研鑽を積んでいきます。皆様、何卒よろしくお願い申し上げます。

はじめに

事務局 大谷 尚

皆様、お初にお目にかかります。本年2月より谷口総合法律事務所鯖江支所に事務員として入所しました^{おたにひさし}大谷尚と申します。

今年の8月から9月にかけて「弁護士資格認定制度」を利用して弁護士資格を取得することを目指し、佐藤先生の弁護士業務のサポートを中心に事務員として勤務しています。佐藤先生と事務局のみなさまのおかげで充実した日々を過ごさせていただいています。

出身は福井県坂井市丸岡町で高校卒業後は神戸大学、同大学法科大学院へと進学をしました。大学院修了後、平成26年度の司法試験に合格をしたのですが、司法修習は受けず裁判所に入所して名古屋で事務官を2年、地元福井で書記官に任官して民事裁判部を中心に約7年間執務していました。そんな中で改めて弁護士を志したいと思うところがあり、当事務所との縁をいただいて今に至ります。

35歳で再度弁護士を志す

司法修習を受けず裁判所職員となった時の自分は、振り返ってみると自信がなかったのだと思います。司法試験に合格はしましたが、就職氷河期の頃で、私の立場から見える弁護士の壁はとても高く感じましたし、進路に迷っている頃の実際の就職活動では書類審査が一つも通らない状況でした。そこに「経営的な才覚も必要」とメンター的に接していた先生に言われたことで将来への不安が閾値を超えました。安定志向が強い性格だった私は、自信が持てない現在地と不安定な将来を目の前に、足がすくんでしまいました。

そうであれば、また弁護士を志すきっかけもお伝えしなければ。

自信が手に入ったからではありません。家族を持ち、特に息子が生まれたことが大きく、加えて社会人経験が意識を変えました。というのも、子供に「やってみようよ!」と声をかけることがあるんですが、挑戦する自分の背中を見せたいと思いました。また、家族と子供が生きる社会に対して小さくても何か変化を起こしたくなったんです。今の職業に就いてよかったと語る妻と接する中で、自分が今後働いていくことの意味を見直したという背景もあるので、意識の変化に妻の存在も欠かせません。

弁護士としてのこれから

弁護士として「法律の専門家として依頼者に変化をもたらす存在」となることを信念としていく所存です。依頼者の悩みが一つなくなれば、依頼者は一つ誰かに優しくできる、そして法的な悩みに泥臭く関与できるのが弁護士だと信じています。地域に根差し、地域社会に貢献するという事務所のビジョンには大きく共感するところで、このような縁をいただけたことを大変うれしく思っています。分野としては、教員だった父の影響からか、教育や地域社会といったものに関心があり、将来は弁護士としてこのような活動の一端を担う可能性を模索できたらという希望があります。

そして、変化の早い現代で必要とされる弁護士とは何かを常に探究すべく日々精進していく所存ですので、皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

頂上作戦から 10 年（1）

弁護士 天野 和生

1 はじめに

「あなたには、血を流すポジションを用意しているから。」

平成 24 年(2012 年)12 月、高松高検に情勢視察に訪れた最高検幹部からそう告げられた時、私は、すぐにそのポジションが福岡地検小倉支部長であり、自分の任務が、北九州市小倉北区に本拠を置く五代目工藤會(総裁野村悟、会長田上^{たのうえ}不美夫。以下「工藤會」といいます。)を潰すこと、少なくとも無力化することであると分かりました。

というのも、その当時、工藤會は、付け狙った一般市民ばかりか元警察官までもけん銃や刃物で殺傷するなど、正に見境無きテロ組織と化しており、そのために福岡県公安委員会から、日本で唯一の特定危険指定暴力団に指定されていたのですが、福岡県警の捜査は、工藤會の犯行と目される凶悪重大犯罪に対して全く歯が立たず、重要事件のほとんどにおいて犯人は未検挙となっており、このまま工藤會をのさばらせていては、日本全国に根を張る日本最大の暴力団組織六代目山口組(組長司忍こと篠田健市)が工藤會化しかねず、そうなると日本全国が北九州市と化して、六代目山口組の意に沿わない一般市民が次々に殺傷されるというようなとんでもない事態になりかねないという深刻な懸念が生じていたからでした。

ちなみに、その当時の工藤會がどのような犯行を繰り返していると目されていたか(工藤會以外にこのような犯行を敢行する組織なり個人なりが北九州市や福岡市に存在するとは考えられないので、まず間違いなく工藤會の犯行ですが、一部を除き犯人が検挙されていないので、工藤會の犯行と断定できないのです。)を、ウィキペディアの記事から引用してみます。

【工藤会はいわゆる「カタギ」の一般市民をも攻撃対象とするという点で特に知られてきた。

著名な事例としては、歴史的なものでは、みかじめ料の要求を断った健康センターに殺鼠剤を撒布し、150 人を超える市民が中毒症状を引き起こした(1988 年)、在福岡中華人民共和国総領

事館を散弾銃で攻撃(1988 年)、福岡県警元暴力団担当警部宅にガソリンを撒布し放火(1988 年)、資金問題で採めた相手を散弾銃で至近距離から銃撃(1990 年)、パチンコ店や区役所出張所などを 17 件前後にわたって連続的に銃撃(1994 年)、港湾利権への介入を断られたことへの報復として元漁協組合長を射殺した北九州元漁協組合長射殺事件(1998 年)などが挙げられ、2000 年代以降のものでは、暴力団事務所撤去の運動に取り組んでいた商店に車両で突撃、暴力追放を公約に掲げて当選した中間市長の後援市議を襲撃、警察官舎敷地内の乗用車に爆弾を設置、九州電力の松尾新吾会長宅に爆発物を投擲、西部ガスの田中優次社長宅への手榴弾投擲及び同社関連会社と同社役員の親族宅を銃撃、暴力団追放運動主導者の経営するクラブに手榴弾を投擲(ぼおると事件)、安倍晋三内閣官房副長官の下関市の自宅と後援会事務所に火炎瓶を投擲した安倍晋三宅火炎瓶投擲事件、あいさつ料を要求する目的で大林組従業員を路上で銃撃、トヨタ自動車九州の小倉工場に爆発物を投擲、工藤会追放運動を推進していた自治会長宅を銃撃、みかじめ料の要求を断ったパチンコ店を火炎瓶や放火などをもって執拗に攻撃、工藤会追放運動を推進していた建設会社役員を射殺、中間市の黒瀬建設社長が銃撃された黒瀬建設社長銃撃事件、あいさつ料の要求を断った清水建設従業員を銃撃、元工藤会担当県警警部を路上で銃撃、みかじめ料の要求を断った飲食店を放火や刃物などをもって執拗に攻撃、(中略)などが幅広い報道の対象となった。一連の襲撃事件の影響で、北九州市に進出を計画していた大手企業数社が断念したとされ、工藤會によるテロは中央経済界にも強い衝撃を与えた。】

今あらためて見ると、いやあ、やっぱり凄まじいですね。

平成 24 年 12 月当時、私は、これらの詳細を承知していたわけではありませんが、検事としての一般常識として、工藤會が反権力、反警察のとんでもない組織であり、下手をすると、取り締まる

側の自分の身にも、更には家族の身にも危険が及ぶかもしれないという認識はありました。

そこで、私には、「あなたには、血を流すポジションを用意しているから。」というポジションが、福岡地検小倉支部長であることがすぐに分かった訳です。

そして、私は、古い言い方になりますが、死所を得たと思いました。悪を懲らして正義を実現し、秩序を維持して一般市民の平穏な生活を守るというのは、検事の一丁目一番地なので、命がけで取り組む価値のある仕事だと思いましたし、自分の検事としての経験からして、対工藤會という組織犯罪集団との戦いの指揮官には、私こそがふさわしいという自負もあったからでした。

また、それと同時に、運命というものの面白さとか、人生の有為転変の妙味とか、そういうものを強く感じました。その理由は後述します。

2 組織的犯行と共謀共同正犯及び私との関わりについて

(1) 工藤會との戦いは、工藤會が敢行したと目される事件において、総裁野村悟と会長田上不美夫の2トップ、いわゆる親分を、配下組員、つまり自分との共謀共同正犯に問えるか否かにその成否が係っていることは自明でした。

いくら実行犯の子分を検挙して起訴し、実刑判決を得て刑務所に服役させても、背後にいて子分に命令して犯行を実行させている親分の2トップがシャバで健在であれば、自由に子分に命令を発することが可能なので、これまでのような犯行が繰り返されることは目に見えていたからです。

そこで、私は、この2トップを自分との共謀共同正犯の成立によって、少なくとも長期間刑務所に服役させて隔離し、できれば死刑に処することを目標に置きましたが、このことについては、警察にも異論のあるはずがありませんでしたから、頂上作戦は、当初から検察と警察の共通の目標だったのです。

(2) ここで共謀共同正犯という概念についておさらいしておきます。

共謀共同正犯は、長年にわたり判例の集積を通じて形成された共同正犯の一形態ですが、端的に言うと、二人以上の者がある犯罪の実行を共謀し、共謀者のあるものが共謀に係る犯罪を実行したときは、現実には実行行為を行わな

かった他の共謀者もまた刑法60条の「二人以上共同して犯罪を実行した者は、全て正犯とする。」という規定に該当し、共同正犯として罰せられるとするものです。

刑事政策的にみれば、特に集团的組織的犯罪の場合、自らは背後にあって策を弄し、謀議に主導的な役割を演じながら、実行には参加せず、他の者に実行を任せて犯罪の目的を達するという黒幕的人物を、単に実行に直接参加しなかったというだけの理由で教唆犯ないし幫助犯に止めるのは、実質的正義に反するという理由から判例上認められてきたものです。

証拠関係的にいうと、主に実行共同正犯者が、共謀共同正犯者である上位者から、いつ、どこで、どのような犯行を指示され、それに従って当該犯行を実行した、と自白していて初めて起訴できるというのが長年の常識でした。したがって、共犯者全員が共謀を否認しているという証拠関係では、実行共同正犯者は起訴できても、上位者である共謀共同正犯者を起訴することはできないというのが、長年にわたる検察実務の取扱いだったのです。

(3) これを踏まえて、検察が、暴力団組織の長であるいわゆる親分と配下組員であるいわゆる子分による共謀共同正犯事件を起訴してきた経過を振り返ってみます。

ア その画期となったのは、いわゆるスワット事件でした。

これは、平成9年(1997年)12月に、警視庁が、広域指定暴力団五代目山口組(組長故渡辺芳則。なお現在は、六代目山口組です。以下五代目山口組を単に「山口組」といいます。)の最高幹部(執行部)の一員である若頭補佐で、山口組二次団体三代目山健組(以下「山健組」といいます。)の組長桑田謙吉(以下「桑田」といいます。)を、東京都港区六本木の路上における配下組員(山健組で「スワット」と呼ぶチームに属していた者たち)とのけん銃共同所持で逮捕し、平成10年1月に、東京地検が桑田を銃砲刀剣類所持等取締法違反で起訴したもので、平成12年(2000年)に一審東京地裁で懲役7年の実刑判決が出され、平成15年(2003年)に最高裁で桑田の上告が棄却され確定した事件です。

私の記憶では約11か月間にわたっていたと思いますが、警視庁が、桑田一行の綿密な行

動確認捜査を実施しており、複数回にわたる警護態勢の実態を明確に立証できており、中には配下組員がズボンのベルトにけん銃を挟み込んで所持しているところまで録画されているなど、基礎捜査が十分行われていました。

さらに、検察官面前調書では、桑田とけん銃を所持していたスワット隊員との間に、暗黙の了解があったと解釈が可能な互いの認識が記載されていたので、総花的には否認ですが、各論的には自白していたとも認められる事件でした。

さはさりながら、最高裁は、初めて、共同正犯者の共謀についての自白がないという前提で、間接証拠、つまり状況証拠によったという体裁をとって、暴力団の親分と子分との共謀共同正犯を認定したのでした。

イ この事件に続いたのが、山口組執行部の若頭補佐で、名古屋に本拠を置く山口組の二次団体弘道会(以下「弘道会」といいます。)の会長司忍こと篠田健市(現六代目山口組組長。以下「篠田」といいます。)と、同じく山口組執行部の若頭補佐で、静岡県浜松市に本拠を置く山口組の二次団体芳菱会(以下「芳菱会」といいます。)の総長瀧澤孝(以下「瀧澤」といいます。)が、ヒルトンホテル大阪のロビーにおいて、それぞれの配下組員2名とけん銃を共同所持したという銃砲刀剣類所持等取締法違反事件です。

事件の発生自体は、スワット事件より少しだけ遡る平成9年(1997年)9月20日なのですが、こちらの事件は少し複雑な経過をたどっており、弘道会と芳菱会のけん銃所持の実行犯4名は、所持の現場で現行犯人逮捕されたのですが、親分の篠田と瀧澤については、逃亡して行方を眩ませたため、同年11月に、大阪府警が2人を全国指名手配し、篠田が、平成10年(1998年)6月に大阪府警に出頭して逮捕・起訴され、平成13年(2001年)に一審の無罪判決を受けて大阪地検が控訴した後、同年7月に、山口組の二次団体である六代目奥州会津角定一家総長の那須塩原にあった別荘に潜んでいた瀧澤を、栃木県警と静岡県警の合同捜査チームが逮捕状の緊急執行によって逮捕し、大阪府警に引致し、大阪地検が篠田との釣り合いを考えて、証拠関係が全く異なるにもかかわらず、瀧澤を起訴したと

いう経過をたどったので、裁判としては、スワット事件が先行することになったのでした。

ウ そして、篠田については、平成16年(2004年)に大阪高裁で逆転有罪判決(6年の実刑)が出され、平成17年(2005年)に上告が棄却されて有罪が確定しましたが、私は、逆転有罪になった理由は、大きくいて二つあると判断しています。

その一は、「申し送り帳」という証拠物たる書面の存在です。これは、一審段階から証拠として存在した書証ですが、各日の本部当番の配下組員が翌日の当番に対して申し送るべき注意事項を記載したもので、弘道会の組織を挙げて親分篠田の身の安全を図る警戒を厳重に行っていたことがはっきり記載されているもので、けん銃所持による警護が組織的犯行であることを強くうかがわせるものした。

そして何よりも、控訴審での新たな証拠として、実行共同正犯者の自白同様に見なせる元弘道会組員の検察官調書が2号書面として証拠採用されたのですが、これが決定的だったと判断しています。

この検察官調書は、大阪府警と大阪地検の控訴後の補充捜査で、弘道会の内部組織で親分の護衛を担当する「親衛隊(山健組のスワットのようなもの)」の元隊員が、親衛隊の内幕を暴露し、親分である篠田が親衛隊のけん銃所持による自分の護衛の在り方を十二分に認識していたことを赤裸々に供述したのですが、供述者本人が弘道会の仕返し(弘道会には、組が狙った人物を殺害する「十仁会」という内部組織があります。)を恐れて行方不明となったため、検察官調書と同内容の警察官調書を先行して作成した大阪府警の刑事が特信性の証人として出廷証言し、刑事訴訟法321条1項2号書面として証拠採用されたものです。この検察官調書を読めば、篠田とけん銃所持の実行犯組員との間に当然の暗黙の了解があったという心証がガンガン来て、篠田を有罪にするしかないという判断になるしかなくなるのですが、大阪高裁は、スワット事件の場合と同じように、共同正犯者の共謀についての自白がないことを前提として、間接証拠、つまり状況証拠によったという体裁をとって、親分の篠田とけん銃を所持してい

た子分との共謀共同正犯を認定し、最高裁がこれを支持したのでした。

エ さて、瀧澤については、平成 16 年(2004 年) 3 月 23 日に大阪地裁で無罪、検察官が控訴した大阪高裁で平成 18 年(2006 年)に控訴棄却、しかし検察官が上告した最高裁で、平成 21 年(2009 年)に逆転し、大阪地裁に破棄差し戻しとなったものの、平成 23 年(2011 年)に大阪地裁で再度無罪、検察官が二度目に控訴した大阪高裁で、平成 25 年(2013 年)に、大阪地裁に破棄差し戻し、弁護人が上告した最高裁で、平成 27 年(2015 年)に上告棄却となり、平成 29 年 3 月に、3 度目の一審である大阪地裁で、ようやく懲役 6 年の実刑判決が出て、弁護人が控訴し、大阪高裁で平成 30 年 5 月 9 日に判決言渡しの予定でしたが、被告人の病状悪化を理由に延期され、その同日、瀧澤が肝硬変で病死するに至り(享年 80 歳)、公訴棄却で終結を見ました。

(4) この瀧澤の 1 回目の一審公判を平成 14 年(2002 年) 4 月から平成 16 年(2004 年) 3 月 23 日の判決まで担当したのが私で、その当時、筆舌に尽くし難い困難を味わった上、結果的には、検事になって初めての無罪という屈辱的な判決を得たのでした。

この公判を担当し始めた当時は、スワット事件について、未だ最高裁判決は出ておらず、間接証拠によって共謀共同正犯の成否を判断する一般的な指針が明らかになっていませんでした。

そして、スワット事件の東京地裁と東京高裁の判決や篠田の大阪高裁の逆転有罪判決は、瀧澤の事件とは全く証拠関係が異なりましたし、瀧澤の芳菱会は、暴力団組織としても武闘派の山健組や弘道会と異なり軟弱な経済ヤクザ組織でしたから、瀧澤の事件の参考にはなりませんでした。

また、瀧澤の事件の起訴検事が書いた、単に証拠を羅列しただけの公判引継書を読んでも、瀧澤を含めた共犯者全員が共謀を否認しているにもかかわらず、物語式記載のために、いつどのようにして共謀が成立したか全く記載されていない冒頭陳述書を読んでも、検察官請求証拠自体を見ても、スワット事件や篠田の事件のように共謀認定を支える有力な証拠物たる書面や供述調査は全く存在しませんでした。

私には、共謀をどのように立証するのかの証

拠構造が全く検討もつかなかったのです。

となると、自分の独力で、つまりオリジナリティでもって、必要であれば補充捜査も実施して、どうやって子分との共謀を立証するかを考え出さないといけなかったのですが、誰にも相談することができず、参考にできる先例も無く、一人ぼっちで道なき道を行くのは、不安との二人連れで、想像以上に心細いストレスに満ちた道中でした。

そして、平成 14 年 5 月から 8 月までの 4 か月間、瀧澤の事件以外の他の合議と単独の事件の公判立会を後輩検事二人にやってもらい、瀧澤事件に専念して考えに考えた末、おそらく日本で初めてだと思いますが、事実構造型とか証拠構造型とか、まあ要するに今裁判員裁判で検察官が行っているような、論告先取り型の証拠評価をある程度記載した冒頭陳述補充書を書き上げました。共謀という主要事実を立証する直接証拠、つまり共犯者の自白が無いのですから、再間接事実を組み合わせる間接事実を推認し、こうして推認された間接事実を組み合わせる共謀という主要事実を立証するという記載に成らざるを得なかったわけです。

瀧澤の事件を担当しろ、と命じられた時は、「何で俺がヤクザなんかの事件をやらなあかんねん。」「証拠も無いのにどないして有罪を立証せえ言うんや。」と不満たらたらだったのですが、ヤクザのけん銃を用いた犯行では往々にして一般市民が巻き込まれて死亡する事態が生じており、そのような犯行の発生を防あつすることは、下手な特捜部事件をやるよりよほど世のため人のためになる、と思い直し、自分なりに全力を尽くして共謀の立証方法等を考えに考えたのでした。

自分の功を誇るようになりますが、瀧澤の事件において、私が間接証拠、つまり状況証拠の組立てのみによる共謀立証をしていなければ、瀧澤の事件があれば長期にわたり審理されることはなく、速やかに無罪が確定していたと思います。

この瀧澤の事件の経験によって、私は、暴力団の親分と子分との間の共謀共同正犯を立証することによって組織犯罪を立証するパイオニアの一人になり、そのキャリアが私を「血を流すポジション」へと導いたのでした。

次号に続く

J-クレジット

会長 弁護士 谷口 忠武

森林 J-クレジットに取り組めます。

森林 J-クレジットという制度は勿論、その言葉さえ知っている人は、あまりないと思います。私は、京都の林業に対する最後のご奉公として、この制度を京都市の林業界に根付かせたいと思い、古い先短い高齢を顧みずに取り組み始めました。

手始めに、2024 年 3 月に、京都市林業振興課と京都市森林組合に対して次の提案書を発しました。過去 50 年以上にわたる山林所有者生活と、その間に蓄えたつながりで、京都市森林組合や、京都市林業振興課とは、スムーズな関係が築けているので、何とかなるのではなかろうかと思っていました。

ただ、これまで森林経営計画制度など新しい補助金制度ができたときなどは、自分で一から勉強して取り組み、周りにも普及してきたものですが、加齢(今年 83 歳)により、学習能力や意欲が衰えているうえに、この制度は、私の能力を超えた事項がたくさん含まれています。しかし、私の所有し、50 年以上にわたり管理し続けた山林は、J-クレジット申請には絶好のケースであることを確信しました。そこで、今回は、京都市林業振興課と京都市森林組合に火をつけてテストケースとして実現に向けて取り組んでもらい、頼り切ることに徹しようと考えています。特に、いつもお世話になっている京都市森林組合の西田君には大いに期待しています。

提案書

令和 6 年 3 月 1 日

京都市 J-クレジット推進協議会（仮称）設立
について（提案）

谷口 忠武

1 提案の必要性について

今のままでは、山林所有者にとって山林の所有は、負の遺産であり林家が減少していくことは必然です。

山林所有者にとって、林業による収入は、今のところ生産する木材の販売代金だけです。ところが、現在の木材は、国際商品となっているため、外材との価格競争にさらされ、大幅な上昇は期待できません。他方、我が国における木材生産費用は、木材販売代金をかなり上回ります。

国は、種々の補助制度を設けてこれをつなぎ留めようとしていますが、林業の維持が限界で、林家の生活費を生み出すものではありません。林家が廃業していくことは必然的なことです。過度に人工林化した日本の森林にとって、林家の減少は、山林の放置に直結します。その結果は、国土の荒廃です。別の面から言うと、CO₂ 削減策の崩壊であり、SDGs の達成を放棄するものに他なりません。

どうすればいいのか。

山林所有者が林業を放棄しなくてもよくなるようにするためには、林業で儲かるようにすればよいのです。しかし、それがありませんでした。

以前、私は、国が、山林所有者の CO₂ 削減に対して金を払うべきで、これにより、林業の採算性を高めることが適切であると主張したことがあります。このころは、企業の CO₂ 削減量につき、これを商品化する制度はできていましたが、山林の積極的な削減には、何の考慮もされていませんでした。いうだけで何の役にも立たないだろうと思っていました。

J-クレジット制度ができた。

時が移り、山林所有者の林業による CO₂ 削減量に対しこれを商品化する「J-クレジット」という制度ができたことを知りました。しかし、この制度を林家が運用することは困難だろうと半ばあきらめていました。

林業雑誌現代林業 2023 年 10 月号で、「これからの林業経営にどう活かす 事例にみる J-クレジット制度の可能性」という記事を読んで、私は急に可能性を感じるようになりました。

そこで、この提案を思いつきました。

2 実現の戦略

①推進協議会の立ち上げ

大企業ならいざ知らず、中小の山林所有者がほとんど全体を占める京都の山林所有者が、個々に取り組んで実現できる制度であるとは思われません。京都市、京都府が中心となって関係者を糾合して取り掛かって初めて日の目を見るものだと思います。

事は、京都市の山林所有者が林業を放棄することを食い止め、緊急課題である間伐推進に望みをつなぐ制度です。

私は、多額の森林環境税の交付金を保有する京都市が、森林環境税交付金を利用して行う事業として発足させていただくことを提案します。

②予定されるメンバー

(イ)京都市 京都府

京都市、京都府には制度の調査検討をお願いすることとなります。併せて、京都市には事務局を担当していただかねばなりません。

(ロ)京都市森林組合 京北森林組合

地元森林組合は、管内の山林所有者の委託を受けて自ら森林経営計画に基づく事業を行い、あるいは申請手続きを行っており、J-クレジット申請に必要な情報を保有していると思います。個々の山林所有者が申請を行うにあたってはその協力が不可欠です。

また、組合員の業務支援であり、組合の本来業務でもあるはずです。

(ハ)意欲ある山林所有者

(二)地元金融機関

この制度は、他の補助金と異なり、クレジットを取得しただけではお金になりません。これを販売してお金に換えることで初めて山林所有者の所得になります。この部分は、CO₂削減に関心を持つ企業との接点を多く持つ地元金融機関の協力が必要です。京都銀行については、京都府の事業に付き企業に働きかけて大きな成果を上げていただいている実績もあります。

早急にとりかかっていたくことを要望・提案します。

J-クレジット制度とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂の排出削減量や適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。認証されたクレジットは、企業等に売却することが認められます。先行事例では、CO₂ 1トン当たり1万円程度で取引されています。

今、世界の大問題は、地球温暖化による大変な自然災害です。何としてもカーボンニュートラルを実現しこれ以上の温暖化を食い止めなければなりません。企業にはカーボンニュートラルがますます強く要請されるようになっていきます。とは言っても業態により、自社の努力だけでは、実現不可能な企業もあります。こうした企業は、クレジットを購入してカーボンニュートラルを実現するしかないことも多いと思われます。クレジットの需要は、今後増え続けるものと見通しています。

私が取り組もうとしているのは、森林管理によるCO₂の吸収をクレジット化することです。

私が森林J-クレジットに強くこだわるのには理由があります。もう20年前ごろからになりました。うか、私は、林野庁の無策な林政に対し、「林業は減じる」と声を大にして言い続けています。国産材の価格は外材との競争に敗れて減少し続けて

きました。他方、人件費は、社会一般に合わせて上がり続けました。その結果林業は全く採算の取れない産業になってしまったのです。現在伐り出されている内地材は、大部分先祖が資金と労力をかけて作り出したものです。その財産を原価をはるかに下回る金額で投げ売りして出てきているものです。そんなものは産業とは言えません。林業が減じるのは当然のことです。

しかし、このまま林業が減じたら、国土の30%弱を占める山林(人工林)は荒れ果てます。山林のCO₂吸収に多くを頼る日本のCO₂削減対策は頓挫してしまいます。ここに至って、国もあわてていろいろな補助金政策を講じだしました。森林J-クレジット制度の創設もその一つでしょう。

この危機を救うために必要なことは林業の再生です。林業が再生するためには、林業を儲かり、それで生計が成り立つ産業にしなければなりません。そうでなければ、廃業してしまった山林所有者が、林業に復帰するわけがありません。マンパワーのないところに産業はありません。ところが、今の原木価格では生産費用が高いため、原木の販売収入だけでは、この実現が一般的には絶望的なほど困難です。

「何か解決策を考えているのか」という息子の質問に対し、「森林のCO₂吸収に対し、国がその代価を払うべきだ、その代価と木材販売価格の合計額で何とか林業の採算を改善して林業を復活できないかと思う。」と苦しい考えを述べ、書き物にも載せて発表した。

但し、私自身その当時こんなことが実現できるとは思っていなかった。それでも、理屈としてはありうることで、あるべきことだと考えていた。

その当時、産業界の省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂削減に対しこれを産業界内で売却して金銭化する制度ができていた。これに対し、私は、産業界のCO₂の削減が売却の対処となるなら、より本質的なCO₂の削減である森林のCO₂の吸収が放置されるのは不公平ではないかとブーブー言っていた。

ところが、その後、J-クレジットという制度ができて、そこで森林のCO₂吸収がクレジット化できるようになったことを知った。私が求めていた山林のCO₂吸収に対して山林所有者に対して国から代価を支払うというのとは違うけれども、一応関係する考え方だとは思ひ、一歩前進とは思いました。

山林のCO₂吸収をクレジット化すれば収入の途ができる。林業の商品が材木だけでなく吸収CO₂が加わるのだ。とにかくやってみよう。

昨年、京都市林業振興課と京都市森林組合と協議を始め、スタートしています。現在進行形です。次号ではその進行状況或いはその結果を報告できると思います。ご期待ください。

編集後記

ご多用中にもかかわらず今回原稿をお寄せいただきましたカンケンテクノ株式会社代表取締役社長今村浩一様、司法書士中川馨先生、本当にありがとうございました。

今号では新しく加入した都竹歩佳弁護士、大谷尚のご紹介をさせていただきました。

鯖江支所は皆様のご支援のおかげで、無事 10 周年を迎えることができました。弊所といたしましても、縁もゆかりもない土地での事務所開設は大きな冒険でもありました。今思い返すと物件選び、現地で勤務する事務員の募集とその育成、挨拶回りへと皆必死で動いておりました。その中でも現地で勤務する佐藤弁護士、事務局見延のなんとしても成功させるとの強い意志、そして鯖江支所愛によって、ここまでこられたと感じております。

「困ったときは谷口総合法律事務所」が口癖になっていただけるよう、日々研鑽を積み、的確で丁寧なリーガルサービスをお届けできるよう努力してまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

表紙絵紹介

「和而不同」

「和して同ぜず」の語は、論語子路編に出てくる「君子は、和して同ぜず、小人は、同じて和せず」の一節です。

事務所創設者である亡父谷口義弘が、座右の銘としていた言葉です。書は亡母谷口久枝の手になるものです。

弁護士が、時流に流されることなく、正しい判断をするために、なくてはならない心構えだと思います。

谷口 忠武



谷口総合法律事務所報 54 号 令和 7 年 5 月

発行 谷口総合法律事務所

京都市中京区中町通夷川上ル鉾田町 288

TEL 075-241-0935 FAX 075-241-2735

<https://www.taniguchi-lo.jp>

弁護士 谷口 忠武 弁護士 谷口 直大

弁護士 橋本弥江子 弁護士 小根山ゆい

弁護士 都竹 歩佳 弁護士 天野 和生

弁護士 松本 信弘

事務局 内田 恵 羽田 祐子 照田 久実

藤井 凱 西澤 亜詠

谷口総合法律事務所 鯖江支所

福井県鯖江市本町 1 丁目 1-9 煙安ビル 2 階

TEL 0778-51-7676 FAX 0778-51-7677

弁護士 佐藤 孝一

事務局 見延 遥加 森 夕見子 大谷 尚